

地域3あい事業補助金 令和4年度ハンドブック



補助金はもともと税金から成り立つお金のため、使い方にさまざまなルールがあり複雑です。「こんなときはどうしたいの!?’など、困ったときはこのハンドブックをご覧ください。

補助金の予算

補助金は1つの活動に偏って費やすことなく、全体的にバランスよく活動してください。

領収書・レシート

補助金は、事業終了後すべてのお金の使い道を市で確認します。**領収書やレシートをかならず保管してください(※5年間)**。講師への謝礼など、お店のように領収書やレシートが出ないものも、講師に領収書を書いてもらってください。

補助対象と認められる領収書は宛名が『**〇〇区地域3あい事業運営委員会(〇〇区3あい)**』のもので、様々な集まりの皆様にご協力いただいているかと思いますが、ご注意事項です。

1つの領収書の金額に、補助金のほかに区費などがあてられる場合は、「**うち、〇〇〇〇円を地域3あい事業補助金で支払い**」などと、領収書やレシートの余白にメモしてください。

事業の報告の際には領収書やレシートのコピーを提出いただく必要があります。



クレジットカードやETCカード

補助金は税金から成り立つお金のため、支払いにポイントが生まれて個人が利益を得てはいけません。そのためポイントが付与される**クレジットカードやETCカードは使わないでください**。また、お店で材料などを買ったとき、**個人のポイントカードでポイントを得ないでください**。

食べ物や飲み物

市は補助金で食べ物を買うことを認めていません。補助金は直接に衣食住をまかなうものではなく、活動のための補助金だからです。そのため**弁当やお菓子、飲食店での食事は補助金で支払うことができませんのでご注意ください**。

①会議のときの飲み物(目安は**160円以下**)、②熱中症予防の飲み物、③料理講座等のための食材、この3つ場合は補助金を使うことができます。



景品

補助金は講座や学習会のための材料代の購入に使うことができます。
参加記念の景品や啓発品といった、できあがったものの配布に使うことはできません。



受益者負担

『受益者負担』とは、実際に利益を受ける人が、利益に応じてある程度の負担をおうことです。区の全員が参加することはできないので、実際に講座や学習会などに参加した人が、**自分にかかった材料代や講師料のだいたい半分ぐらいを負担できるように、参加費や受講料を設定してください。**

今度の手芸講座は、だいたい一人 600 円の材料代がかかるから、300 円の参加費を集めよう……



講師へのお礼

講師への謝礼には市の基準の金額があります。補助金は税金から成り立つお金のため、まずはこの基準の金額でお受けいただけるようにご尽力をお願いします。

肩書	市内在住	市外在住
大学教授、医師、弁護士	18,000 円	20,000 円
大学准教授、大学講師	13,000 円	15,000 円
元小中学校長、薬剤師、僧侶	10,000 円	12,000 円
公的・民間組織職員、 趣味・教養・スポーツ関係	7,000 円	8,000 円
現職職員等(※小牧市の職員は不要)	5,000 円	6,000 円

区費などの補助金以外のお金を、講師へのお礼にあてる場合は、このルールは関係ありません。

無償で講師などをされた方へのお礼の形として、花束や手土産を謝礼にすることも可能です。
ただし、出前講座などで市役所職員への手土産は不要です。

補助金で買えるもの	補助金では買えないもの
 <p>講師謝礼をすでにお支払した方のために、補助金で重複して花束や手土産を買うことはできません。</p>  <p>花束・手土産 ※2,000 円程度が目安です。</p>	 <p>お茶菓子 弁当・食事代</p>

収支決算書の作成例

〇〇年度〇〇〇〇〇〇区地域3 あい事業収支決算書

自 〇〇年4月1日 ～ 至 〇〇年3月31日

収入の部

科目	金額	内訳
市補助金	100,000	
区補助金	50,000	
参加費	63,000	子育て交流会材料費 500円×18人 料理教室材料費 750円×16人 社会見学参加費 1,000円×42人
合計	213,000	

支出の部

科目	金額	補助対象経費内訳	
		金額	用途
まちづくりと自治基本条例	2,972	2,972	会場使用料 2,000円 ちらしコピー代 972円
子育て交流会	43,624	15,532	講師謝礼 7,000円 教材代 7,560円 ちらしコピー代 972円
料理教室	65,273	44,132	講師謝礼 7,000円×2人 教材代 29,160円 ちらしコピー代 972円
社会見学	69,326	17,292	博物館入館料 8,000円 高速代 4,000円 保険料 5,292円
もちつき大会	2,972	2,972	もち米等材料代 2,972円
会議費等	25,320	15,326	印刷機インク代 4,320円 会議お茶代 4,526円 文房具 6,480円
合計	209,487	98,226	

収入金額	213,000	
支出金額	209,487	
差引残高	3,513	1,774円 市へ返納、1,739円 区へ返納

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇年度〇〇〇〇〇〇区地域3 あい事業収支決算についてその執行は適切であることを認めます。

監査委員 〇〇〇 〇〇〇

監査委員 〇〇〇 〇〇〇

補助金で払えるもの・払えないもの

費目	払えるもの ○	払えないもの ×
報償費	講座の講師謝礼や花束、手土産 区民展出品者への謝礼	茶菓子
需用費	印刷機用紙代 印刷機インク代 コピー代 写真現像代・プリント代 運営に必要な文房具代 会議・行事の飲み物代	弁当代 喫茶店などの飲食代
教材費	活動の材料代（食材も可） 茶道体験の場合の茶菓子 活動の道具代 博物館などの入場料の補助	景品・啓発品代 お菓子代 弁当代 喫茶店などの飲食代 1万円以上の品物代 耐久性のある品物代
役務費	社会見学（下見を含む）の 有料道路代・ガソリン代 買い出しの際のガソリン代 保険料	下見の際の飲食代
使用料及び 貸借料	会場使用料 バスや機械のレンタル代	

✓ 補助金の使い道のルールです。区費などはこのルールにはあてはまりません。

一万円以上の物の購入

一万円以上の物は消耗品と認められないため（『財産』として保管や処分を厳しく管理する必要がある物とされます）、**補助金で一万円以上の物を買わないでください。**



補助金の返還

補助金が余ったり、端数がでた場合は返金していただくことになります。報告書類を提出いただいた後、補助金を返還するための納付書を文化・スポーツ課より送付します。

問合せ先

健康生きがい支え合い推進部
文化・スポーツ課 事業推進係
電話 0568-76-1166
F A X 0568-75-8283
メール bunkasports@city.komaki.lg.jp



このハンドブックを
役員の皆さんで
コピーしてご活用
ください。